

令和7年度の南城市の自動車騒音の常時監視結果について

自動車交通騒音の環境基準の達成状況の評価結果を公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第18条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視し、同法第19条において結果を公表するものとされています。南城市でも平成24年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成23年9月14日付け環境省環境管理局长通知)」に基づき実施計画を策定し、原則、5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

評価対象道路を図1に示します。

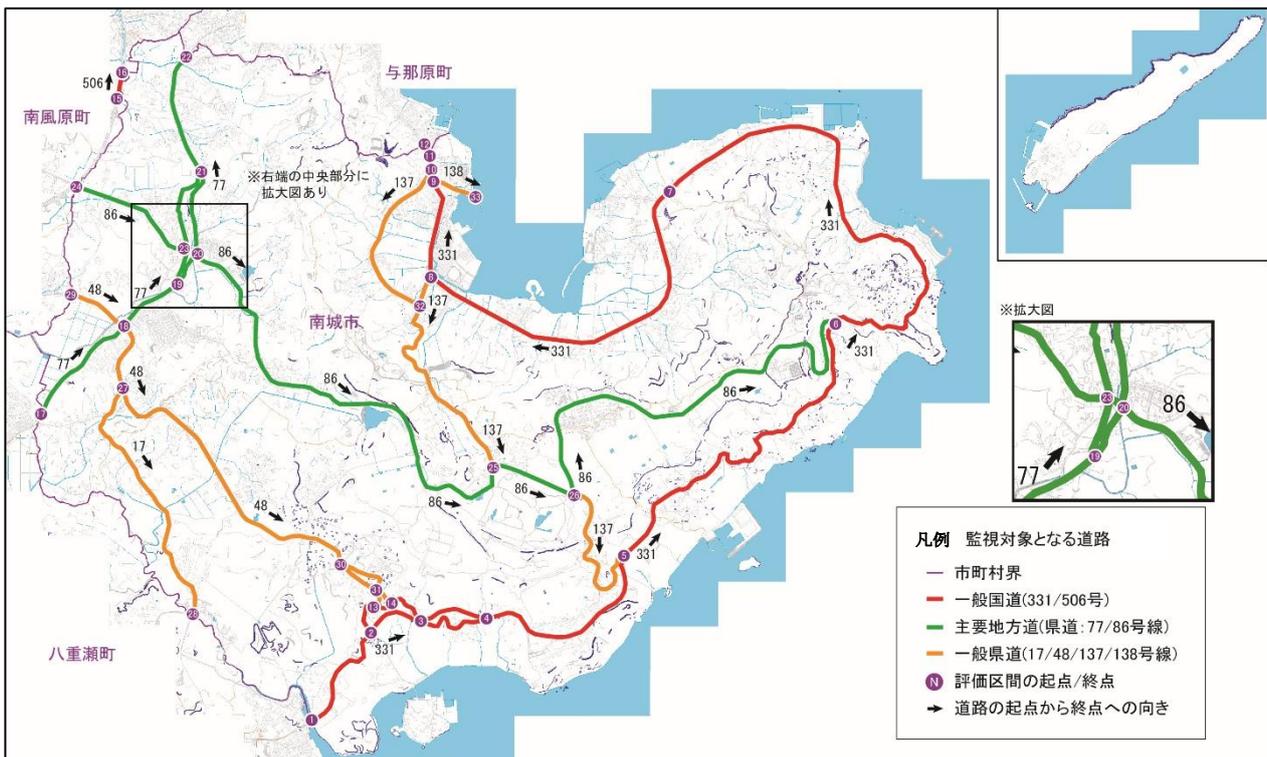


図1 評価対象道路

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 2 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方は、南城市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

南城市では上記の考え方にに基づき、平成 24 年度以降は、南城市で監視する必要のある評価区間の常時監視を行うこととしております。

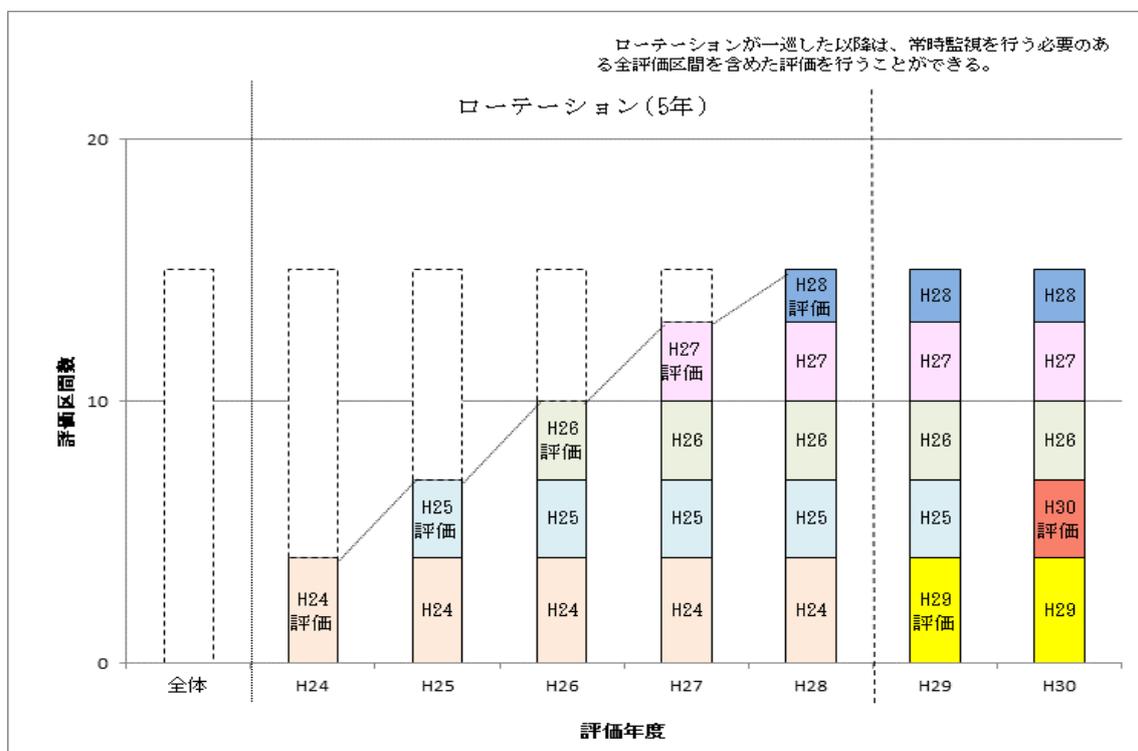


図 2 ローテーションの考え方

5 環境基準の達成状況の評価結果

令和7年度の環境基準の達成状況の評価結果を表1に示します。

表1 環境基準の達成状況の評価結果

一連番号	評価区間※	評価対象道路		評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	測定地点の 住所	基準点の 等価騒音レベル		騒音 測定年度	騒音 測定地点 番号	評価区間の 延長 (km)	評価対象 住居等戸数 (戸)	環境基準達成率			
		路線名	車線 数				昼間 (dB)	夜間 (dB)					昼間・夜間 とも 環境基準 達成 (戸)	昼間のみ 環境基準 達成 (戸)	夜間のみ 環境基準 達成 (戸)	昼間・夜間 とも 環境基準 未達成 (戸)
24	24-23	沖縄県道86号南風原知念線	2	南城市大里	南城市大里	南城市大里	66	59	2016	4	1.5	137	137	0	0	0
25	23-20	沖縄県道86号南風原知念線	2	南城市大里	南城市大里	南城市大里	66	59	2016	4	0.1	44	44	0	0	0
26	20-25	沖縄県道86号南風原知念線	2	南城市大里	南城市玉城	南城市大里	63	54	2016	5	5.3	329	321	8	0	0
27	25-26	沖縄県道86号南風原知念線	2	南城市玉城	南城市玉城	南城市玉城	66	59	2025	27	1.0	55	55	0	0	0
28	26-6	沖縄県道86号南風原知念線	2	南城市玉城	南城市知念	南城市字つきしろ	59	51	2020	12	5.3	113	113	0	0	0
30	29-18	沖縄県道48号線	2	南城市大里	南城市大里	南城市大里	69	62	2021	15	0.7	25	25	0	0	0
31	18-27	沖縄県道48号線	2	南城市大里	南城市大里	南城市大里	70	64	2025	28	0.8	76	76	0	0	0
合計											14.7	779	771	8	0	0

※ 評価区間の左の番号は始点を、右の番号は終点を表しており、「図1 評価対象道路」に示す評価区間の始点/終点の番号と対応している。